

## 特 徴

この医療ADRは、東京三弁護士会医療関係事件検討協議会から医療紛争を数多く扱う委員（患者側15名 医療側15名）が、仲裁委員として各1名ずつ関与し、従来の仲裁委員と協力しながら話し合いを行ってゆく形をとることが特徴となります。この2名の新しい仲裁委員の関与により、従来理解が困難とされていた医療紛争に関して、スムーズな話し合いを導くことができるものと考えています。

